

東京都の例

1 経緯

平成9年3月に東京都個人情報保護委員会から知事に対し、「死者の個人情報の取扱いについて」が報告され、この報告を踏まえ、東京都個人情報保護条例の関係規則等が改正される。

保有個人情報の開示を請求できる者についての運用として、死者に関する情報については、①請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報、及び②社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報を、自己を本人とする保有個人情報に含むものとする。

2 概要（請求できる情報や請求要件等の確認について）

①請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報

ア 請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報

○死者の財産が請求者に帰属していることの確認

- ・不動産の登記事項証明書、契約書など当該財産が請求者又は被相続人に帰属することを証明する書類、遺言書（公正証書によるもの又は裁判所の検認を受けたもの）、遺産分割協議書など

○請求者が相続人であることの確認

- ・被相続人である死者及び請求者の戸籍謄本など

イ 請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報

○死者が損害賠償請求権等を取得していたことの確認

- ・示談書、和解書、裁判所の確定判決書など

○請求者が当該損害賠償請求権等を取得したことの確認

- ・遺言書（公正証書によるもの又は裁判所の検認を受けたもの）、遺産分割協議書、請求者が損害賠償請求権等を取得したことを証明する裁判所の確定判決書など

○請求者が相続人であることの確認

- ・被相続人である死者及び請求者の戸籍謄本など

ウ 近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報

○請求要件の有無の確認

- ・示談書、和解書、裁判所の確定判決書など
- ・遺贈により請求者が取得した権利義務であることを証明する遺言書

②社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報

エ 死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報

○請求要件の有無の確認

- ・戸籍謄本
- ・その他未成年で死亡した子の親権者であったことを証明する書類